

宮崎労働局発表  
令和元年9月2日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 岡元 秀樹

主任地方労働衛生専門官 種子田 浩

(代表電話) 0985(38)8825 (時間外)

(直通電話) 0985(38)8835 0985(44)0641

## 令和元年度全国労働衛生週間(第70回)の実施等について

～労働衛生関係の安全衛生大会、研修会を開催します！～

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での労働衛生に関する意識の高揚と自主的な労働衛生活動の定着を図るため、今年度も全国労働衛生週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、「令和元年度全国労働衛生週間実施要綱」(別添1)に基づき、

**「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」**

をスローガンに、令和元年10月1日から10月7日までを労働衛生週間、9月1日から9月30日までを準備期間として実施します。

また、宮崎労働局(局長 大津 英喜)では、労働衛生週間及び準備期間を踏まえて、県内各地において、労働衛生関係に係る安全衛生大会、研修会が実施されます。

また、準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、各労働基準監督署において、集中的・重点的な指導を行うことにしています。

宮崎労働局における労働衛生の現状(別添4参照)は、

- (1) 休業4日以上の上業務上の疾病件数が多く発生しており、平成30年は106件発生し、疾病別では腰痛が最も多く33件(全体の31.1%)、振動障害が31件(全体の29.2%)、熱中症と化学物質による疾病がそれぞれ6件(全体の5.7%)等となっている。
- (2) 宮崎県内の事業場(労働者数50人以上規模)から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の有所見率は54.77%で、前年比で0.86%高くなったが、全国平均の55.51%は下回った。

- (3) 衛生管理者及び産業医の選任状況は、県内の労働者数50人以上の事業場（1028事業場）において、衛生管理者の選任率は94.4%で、58事業場が未選任。産業医の選任率は95.7%で、44事業場が未選任となっています。

県内各地において、全国労働衛生週間及び準備期間中に下記の行事を行います。

## 記

### 1 『労働衛生関係に係る安全衛生大会、研修会』

#### ○宮崎地区（メンタルヘルス研修会）

日時：令和元年9月17日（火） 午後1時30分～3時30分

場所：宮崎県医師会館（宮崎市和知川原1丁目101）

#### ○延岡地区（メンタルヘルス研修会）

日時：令和元年9月24日（火） 午前10時～12時

午後1時30分～3時30分

場所：延岡市社会教育センター（延岡市本小路39番地1）

#### ○都城地区（都城小林地区安全衛生推進大会）

日時：令和元年9月27日（金） 午後1時～4時

場所：高城町生涯学習センター（都城市高城町穂満坊105）

#### ○日南地区（日南地区労働安全衛生大会）

日時：令和元年10月3日（木） 午後1時30分～4時

場所：南郷ハートフルセンター（日南市南郷町中村乙7051-25）

**【添付資料】**

**別添 1** 令和元年度全国労働衛生週間実施要項

**別添 2** リーフレット 第70回全国労働衛生週間（本省版）

**別添 3** リーフレット 令和元年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）

**別添 4** 宮崎県における労働衛生の現状について

## 令和元年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第70回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は200件前後で推移していたが、平成30年度は158件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は51.7%にとどまっている。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」一部特別集計）。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間450件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は52.8%、ラベル表示及びSDS交付の実施率はそれぞれ77.3%、69.1%にとどまっている（「平成29年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾病に関しては、オルトートルイジンやMOCAの取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000件前後で推移しており、そのうち特に建設業では500件を超えている。また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止

措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成 27 年 6 月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成 30 年 7 月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した（2020 年 4 月完全施行予定）。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は 37.3%となっている（「平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

## 3 期間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

##### (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

##### (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推

進

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
  - c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
  - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- (イ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 吹付石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場

合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
- (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (オ) 受動喫煙対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (カ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 29 号、健発 0328 第 1 号、職発 0328 第 32 号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
    - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
    - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
    - c 相談窓口等の明確化
    - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
    - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (キ) その他の重点事項
  - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施

- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
- (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
  - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
  - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
  - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- c 事務所や作業場における清潔保持  
労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置

#### イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
  - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (4) 作業環境管理の推進
  - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (5) 作業管理の推進
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(I) 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)として、以下の事項を重点的に実施

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(II) 労働衛生教育の推進

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (ハ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (ニ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ホ) 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 石綿障害予防対策の徹底

- a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底(特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底)
- b 石綿製品の全面禁止の徹底(輸入品の事前の石綿含有分析を含む。)
- c 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進

(イ) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)としての次の事項を重点とした取組の推進
  - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
  - (d) じん肺健康診断の着実な実施
  - (e) 離職後の健康管理の推進

- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (ウ) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (エ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- (オ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- (カ) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- (キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (ク) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
  - a 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
  - b 製造業、建設業等において有機溶剤、特定化学物質等を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底

## エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- 東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、その他、自然災害等被災地に関しては(ウ)の取組を実施する。
- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
  - (ウ) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

# 第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

## 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日） に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 準備期間（9月1日～30日） に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・受動喫煙防止対策に関する事項
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・その他の重点事項

### 準備期間に実施する事項（1. 重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②研修などによる両立支援に関する意識啓発 ③相談窓口などの明確化 ④両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ⑤治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

## 産業保健総合支援



産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

## 治療と仕事の両立支援



治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

## 化学物質管理



「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

## 腰痛予防対策



陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP ↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>



腰痛予防対策講習会

検索

## メンタルヘルス対策



メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

## 受動喫煙防止対策



受動喫煙のない社会を！

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について ↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し



職場 受動喫煙

検索

## 働き方改革



働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます

（働き方・休み方改善ポータルサイト ↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト ↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？（労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など）
- ・助成金のご案内



働き方休み方改革

検索

働き方改革特設

検索



# 令和元年度 全国労働衛生週間

本週間 / 10月1日～10月7日

≪ 準備期間 / 9月1日～9月30日 ≫



GHS マーク(絵表示)があったら、  
SDS の確認、リスクアセスメントの実施

≪スローガン≫

## 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

### 第13次労働災害防止推進計画の目標 ≪労働衛生関係≫

- メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場(規模30人以上50人未満)の割合を **80%以上**
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場(規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で70回目を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は、前年から減少し106人となりましたが、今なお多くの方が罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は平成24年から増加を続け、平成30年は54.8%に上っています。また、厚生労働省「人口動態統計」では、本県の平成30年の自殺者数は204人で平成29年よりも5人増加し、自殺率が19.0%(全国7位)と依然として高いこと等から、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックの実施、職場環境の改善など職場におけるメンタルヘルス対策の取組は重要な課題となっています。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増え、支援の方法や医療機関との連携に悩むことが予想されます。

安衛法の一部改正により、平成27年6月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされ、平成30年7月には望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立し、職場においてより一層の受動喫煙対策が求められております。

このような背景を踏まえ、令和元年度の全国労働衛生週間は「健康づくりは人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンに、9月1日から9月30日までを準備期間として、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

働き方改革関連法により2019年4月1日から「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。

- Point 1** 労働時間の状況の把握  
タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働時間の状況を把握しなければなりません。
- Point 2** 労働者への労働時間に関する情報の通知  
時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が一月当たり80時間を超えた労働者に対して、速やかに超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
- Point 3** 医師による面接指導の対象となる労働者の要件  
時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められるものに拡大しました。

### ◇ 事業場が準備期間中に実施する事項 ◇

- 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 4 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- 5 受動喫煙対策に関する事項
- 6 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 7 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 8 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- 9 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 10 作業環境管理の推進
- 11 作業管理の推進
- 12 健康管理の推進
- 13 労働衛生教育の推進
- 14 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- 15 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 16 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進
- 17 粉じん障害防止対策の徹底
- 18 電離放射線障害防止対策の徹底
- 19 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 20 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- 21 情報機器作業(旧VDT作業)における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- 22 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- 23 自然災害に関連する労働衛生対策の推進

重点事項



### ◇ 事業場が全国労働衛生週間中に実施する事項 ◇

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



**主唱** 宮崎労働局  
宮崎労働基準監督署  
延岡労働基準監督署  
都城労働基準監督署  
日南労働基準監督署

**協賛** (公社)宮崎労働基準協会  
建設業労働災害防止協会宮崎県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
宮崎産業保健総合支援センター

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

・健康診断  
・健康診断後の事後措置  
・健康診断の記録、保管  
・保健指導  
などを実施し、健康管理を推進しましょう!



## 宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和元年11月13日(水)13時30分～  
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

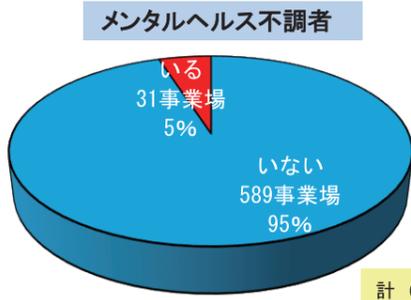
## 全国産業安全衛生大会

とき 令和元年10月23日(水)～25日(金)  
ところ 京都府京都市(みやこめっせほか)

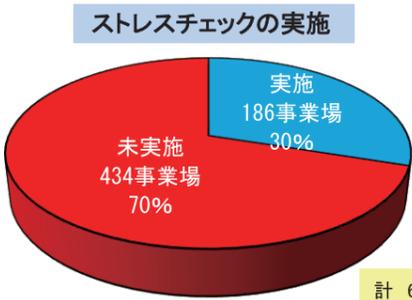
# 宮崎県内におけるストレスチェックの実施状況等

(詳細は宮崎労働局ホームページに掲載)

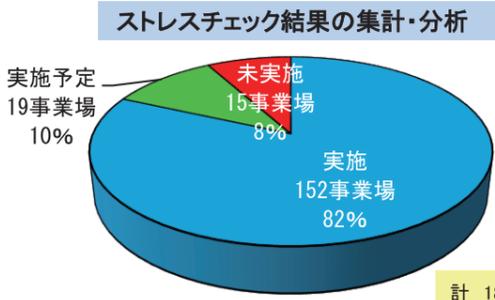
宮崎労働局では、メンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、平成31年3月に、県内の労働者30人以上、50人未満の864事業場に対し、「メンタルヘルス対策に関する自主点検票」による通信調査を行ったところ620事業場から回答があり分析を実施した。(回答率72%)



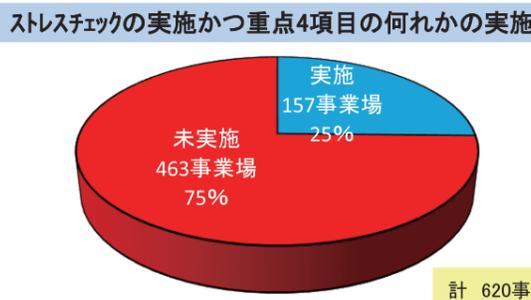
過去1年間において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がいる事業場は、31事業場(5%)であった。



30%の事業場がストレスチェックを実施している。  
 ※労働者50名未満の事業場に関してストレスチェックの実施は安全衛生法上、努力義務です。



ストレスチェックを実施した186事業場のうち、集計、分析を実施又は実施予定事業場は、171事業場(92%)であった。



ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)の何れかを実施している事業場は157事業場(25%)であった。

## 第三次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画を策定

### 計画の期間

2018年度 から 2022年度 までの 5か年

### 計画の目標

- ◆ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)のうち、何れかに取り組んでいる事業場(規模30人以上、50人未満)の割合を80%以上とする。
- ◆ストレスチェック結果を分析し、その結果を活用した事業場(規模50人以上)の割合を60%以上とする。

### 現状と課題

- 第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画(平成27~29年度)に基づく対策推進の結果、労働者数50人以上の事業場(県内約1,000事業場)では、ストレスチェックを実施した事業場の割合は92.8%でしたが、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策(4項目何れか)に取り組む事業場の割合は80.4%でした。また、ストレスチェックを実施した事業場でストレスチェックの結果を集計・分析した事業場の割合は84%でした。
- 今後の課題として、心身の健康保持増進を図るために、労働者50人以上の事業場では、ストレスチェックの結果を集計・分析し、職場環境改善等に活用することが求められます。
- また、事業場規模50人未満の事業場では、努力義務であるストレスチェックの実施を含めたメンタルヘルス対策の促進が求められます。

## ストレスチェック制度導入のためのサポート

### ストレスチェック制度サポートダイヤル

電話番号: 全国統一ナビダイヤル  
0570-031050  
※通話料金が掛かります。  
開設時間: 平日10時~17時

### 個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事務所を訪問し、ストレスチェック制度導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

### ストレスチェック制度実施のための研修

宮崎産業保健総合支援センターで、①産業医等の実施者向け、②制度担当者向け、③事業者向け、の3種類の研修を随時開催しています。

お問合せ先  
宮崎産業保健総合支援センター  
TEL 0985-62-2511

厚生労働省ホームページ  
《こころの耳》  
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

宮崎労働局ホームページ  
ストレスチェック制度に関する情報サイト  
[https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120283.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_120283.html)

### ストレスチェック実施促進のための助成金

(労働者数50人未満の事業場が対象)

- ストレスチェック(年1回)を実施  
1労働者につき500円を上限
- ストレスチェック実施後の医師による面接指導等に対する助成  
1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円を上限(年3回まで)

### 職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

- ストレスチェック実施後の集団分析結果を専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成・実施した場合に負担した指導費用を支給  
1事業場当たり10万円を上限に、将来にわたって1回
- 建設業の元方事業者がストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合に、負担した機器・設備購入(リースやレンタルを含む。)費用を支給  
1建設現場当たり5万円が上限。ただし、リース等の場合は、費用の実費

### 心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円 一企業につき将来にわたって1回)

お問合せ先  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
TEL 0570-78-3046

## 産業保健活動総合支援事業

### 宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- ☆ 測定機器の貸出



始まっています。  
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター  
宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F  
TEL 0985-62-2511

### 地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- ☆ 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター  
宮崎市大坪西1-2-3(宮崎市郡医師会内)  
TEL 0985-50-8330

宮崎県北地域産業保健センター  
延岡市出北6丁目1621(延岡市医師会内)  
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター  
都城市姫城町9-3(都城市北諸郡医師会内)  
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター  
日南市上平野町1-1-17(南那珂医師会内)  
TEL 0987-23-2951

### 建築物等の解体、破砕等の作業を行う場合、石綿等の有無の調査が必要です!

石綿等による労働者の健康を防止するため、建築物等の解体、破砕等の作業を行う場合に予め建築物等に石綿等が使用されているか調査し、その結果を記録、見やすい箇所に掲示する必要があります。(※建築物等に石綿等が含有しているとみなす場合を除く。)

石綿等が使用されている場合、石綿建材の種類により石綿ばく露防止対策を講じてください。

石綿予防規則など関係法令、技術指針(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyou/ryuujikou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyou/ryuujikou/index_00001.html)



事前調査



調査結果の記録

石綿の使用状況の調査結果

事業場の名称	○建設(株)
建築物等の種別	一般住宅
調査方法	設計図書の確認、現場の目視
調査箇所	1階、2階、天井裏、屋根
発注者からの通知	有り(施工記録)
調査結果	石綿の含有あり
調査者氏名及び所属	○ ○ ○
調査終了年月日	令和 年 月 日

調査結果の掲示例

## 職場における受動喫煙防止対策

安全衛生法では、受動喫煙を防止するため、事業者は、実情に応じて適切な措置を講じるよう努めることを義務付けています。また、平成30年7月に受動喫煙対策を強化する健康増進法が改正され、今年1月より順次施行されています。両法律に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示し、受動喫煙防止対策の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止対策のガイドライン」が令和元年7月に策定されました。

本ガイドラインは、下記の対策、支援制度で構成されています。

### 1. 組織的対策

- ・衛生委員会等で事業場の実情を把握し、適切な措置を決定すること。
- ・受動喫煙防止対策を推進するための計画を策定すること。
- ・事業場の規模等に応じ、担当部署、担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応、問題のある職場へ改善のための指導等を行わせること。
- ・産業医の職場巡回に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。
- ・施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室などの場所を定めるとき、当該場所の出入口、施設の主たる出入口に標識を掲示すること。
- ・労働者に受動喫煙による健康への影響、防止措置等を教育すること。
- ・労働者の募集等に当たり、就業場所の受動喫煙防止措置事項を明示すること。

### 2. 喫煙可能な場所における作業に関する措置

- ・喫煙専用室等に20歳未満の労働者を立ち入らせて業務を行わせるはならない。
- ・健康増進法で適用除外となっている宿泊施設の客室等、喫煙可能な場所に20歳未満の労働者が立ち入らないよう措置を講じること。
- ・20歳以上の労働者について、望まない受動喫煙防止のため、勤務シフト、勤務フロア、喫煙専用室等の清掃、業務車両内での喫煙等に配慮すること。

### 3. 各種施設における受動喫煙防止対策

#### 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など

#### 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。(事務所、工場、飲食店など)

#### 喫煙目的施設

公衆喫煙所、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店

#### 既存特定飲食提供施設

原則敷地内禁煙  
特定屋外喫煙場所を除く

原則屋内禁煙  
喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を除く

施設内で喫煙可

施設内で喫煙可

### 4. 支援制度(助成金)

- ◎助成内容  
喫煙室等の工費等 助成率1/2  
上限額100万円  
ただし、飲食店は助成率2/3  
※助成対象となる基準を満たす必要あり、助成金に限りがあるため、早めの相談を  
お問い合わせ先  
宮崎労働局健康安全課  
TEL 0985-38-8835



職場における受動喫煙防止ガイドライン、受動喫煙防止対策助成金(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

# 宮崎県における労働衛生の現状について

宮崎労働局(令和元年7月作成確定版)

## 1 職業性疾病の発生状況(平成30年)

平成30年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。

県内における職業性疾病による被災者数は106人で、前年同期比で7人(6.2%)減少した。

疾病項目別では、負傷に起因する腰痛33人(31.1%)と最も多く、続いて振動障害が31人(29.2%)、負傷に起因す疾病(腰痛以外)が16人(15.1%)、異常温度条件下における疾病(熱中症)と化学物質による疾病がそれぞれ6人(5.7%)となっている。病原体による疾病は、医療機関での疥癬、ツツガムシに噛まれた疾病等となっている。

第1表 職業性疾病の発生状況(平成30年)

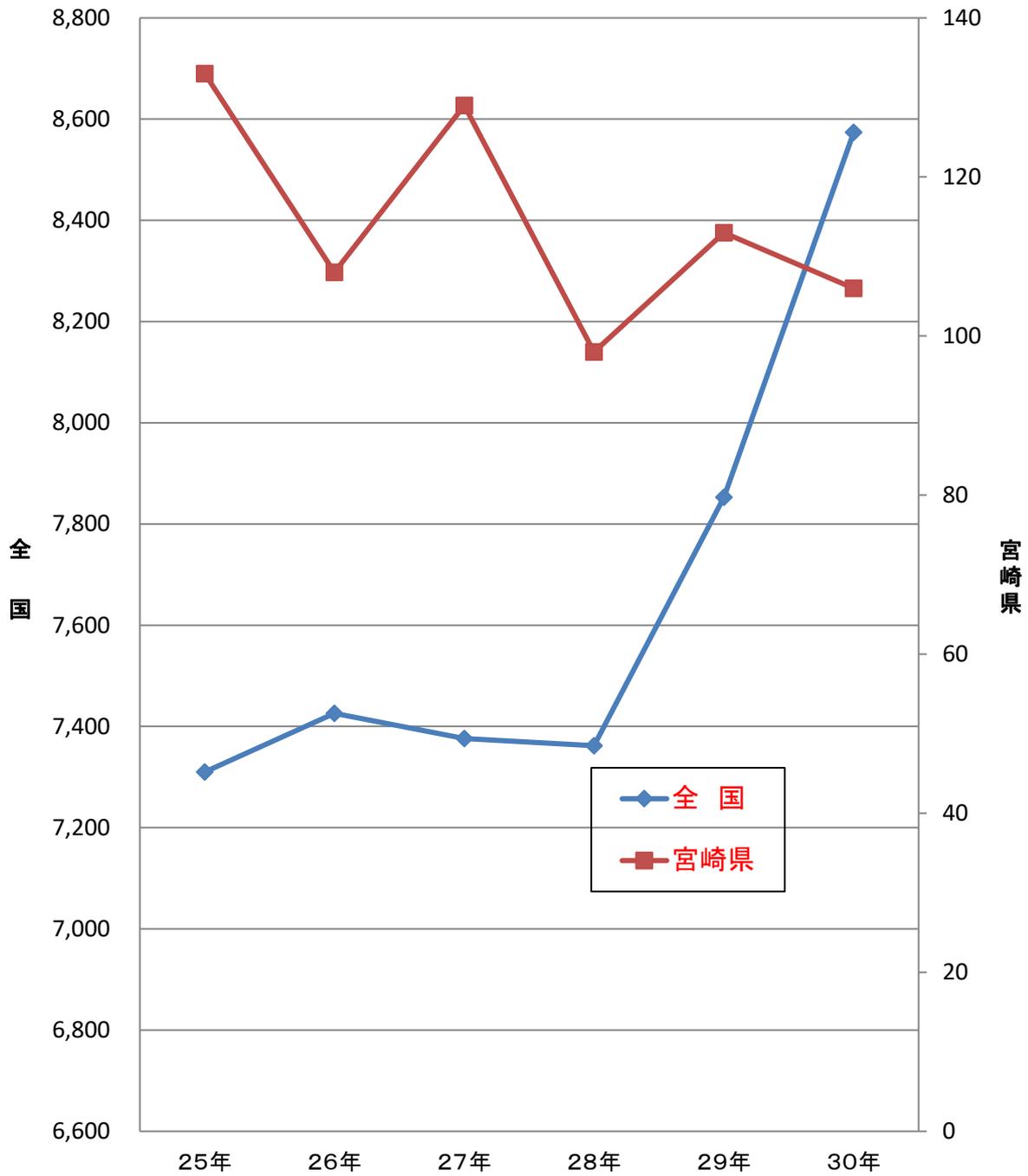
項目	業種											
	製 造 業	鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	農 林 水 産 業	商 業 ・ 金 融 ・ 広 告 業	保 健 衛 生 業	接 客 ・ 娯 楽 業	清 掃 ・ と 畜 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業
① 負傷に起因する疾病	8 (4)		4 (2)	6 (5)	1 (1)	4	7 (5)	16 (16)		1	2	49 (33)
② 物理的因子による疾病	有害光線による疾病											
	電離放射線による疾病											
	異常気圧下における疾病											
	異常温度条件による疾病	3		1			1		1			6
	騒音による耳の疾病											
上記以外の原因による疾病												
③ 作業態様に起因する疾病	重激業務による疾病	1					1					2
	負傷によらない業務上の腰痛							2				2
	振動障害	1	1	19	1	1	5			1	2	31
	手指前腕障害顎肩腕症候群							1				1
	上記以外の原因による疾病											
④ 化学物質による疾病	4					1			1		6	
⑤ じん肺症及びじん肺合併症			2							1	3	
⑥ 病原体による疾病	1		1				1	2			5	
⑦ がん	電離放射線によるがん											
	化学物質によるがん											
	その他の原因によるがん											
⑧ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等												
⑨ 強い心理的負荷を伴う業務による精神障害												
⑩ その他の業務による明かな疾病								1			1	
合計	18	1	27	7	2	11	10	21	1	3	5	106
(全 国)	1,631	32	708	1,174	118	186	1,475	1,894	505	347	504	8,574

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。

2 「①負傷に起因する疾病」欄内の( )は腰痛の内数です。

3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

## 職業性疾病の発生状況



	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国	7,310	7,426	7,376	7,362	7,853	8,574
宮崎県	133	108	129	98	113	106

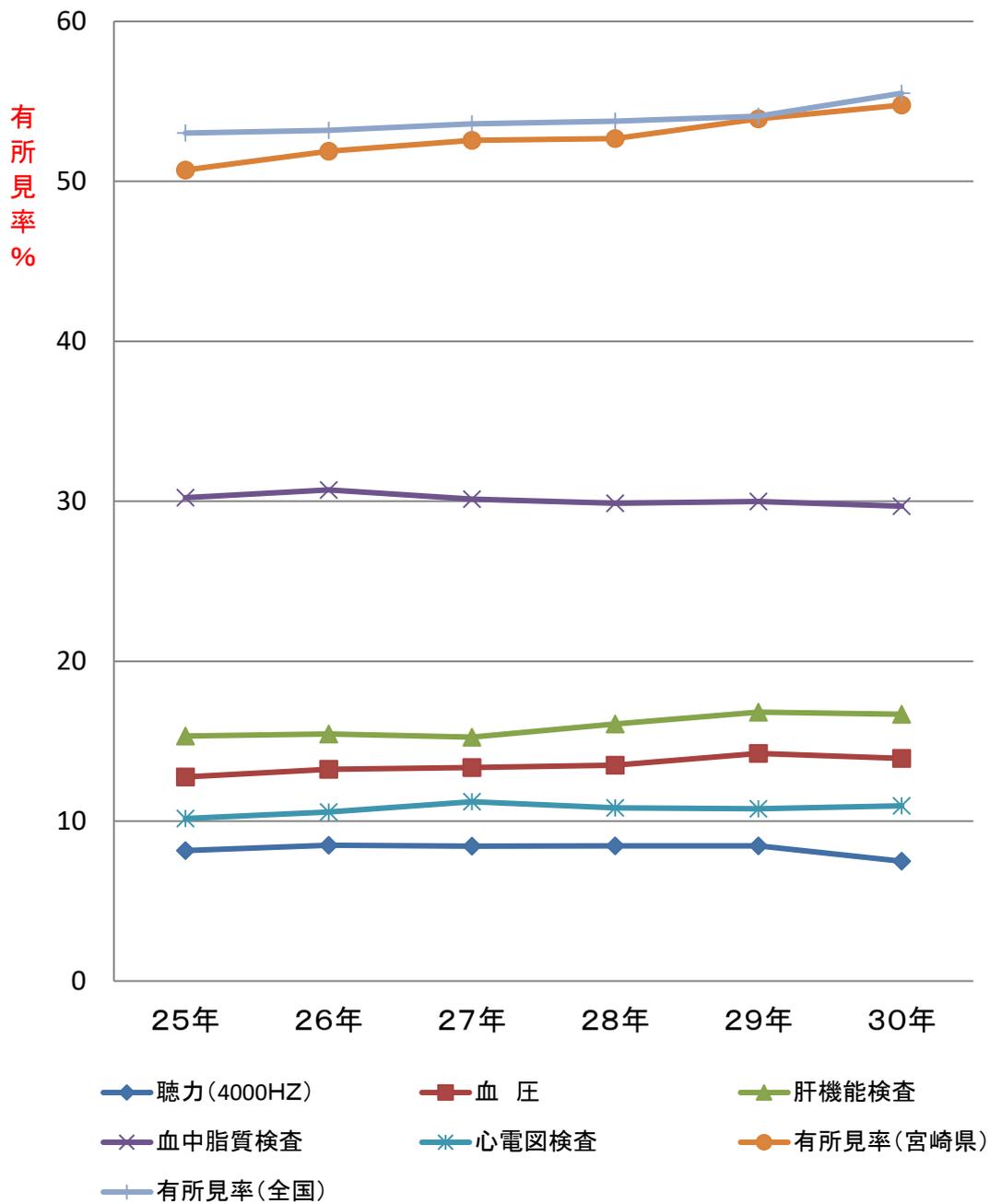
## 2 定期健康診断の実施状況（平成30年）

- ① 宮崎県内の事業場（原則労働者数50人以上）から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は84.0%、全産業の有所見率は54.77%で、有所見率は前年比で0.86%高くなった。また、全国平均の55.51%は下回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業・建設業・保健衛生業・接客娯楽業では全国平均を下回っており、運輸交通業・農林業・商業では有所見率が全国平均より高くなっている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④血糖 ⑤心電図 の順で有所見率が高く（歯科健診は除く）なっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患（脳・心臓疾患）の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(平成30年分確定値)(宮崎県内)

項目	業種										
	製造業	建設業	運輸交通業	農林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	左記以外の事業	全産業計		
健康診断実施事業場	250	32	76	10	133	224	43	194	962		
受診者数	30,673	2,982	5,509	490	8,938	22,958	2,128	18,934	92,612		
平均受診率(%)	89.0	94.6	89.0	87.9	80.8	82.2	55.2	82.1	84.0		
特定業務従事労働者数	8,970	56	1,958	0	443	11,921	268	1,460	25,076		
所見のあった人数	15,355	1,679	3,607	381	6,083	11,712	1,058	10,846	50,721		
宮崎県の有所見率(%)	50.06	56.30	65.47	77.76	68.06	51.01	49.72	57.28	54.77		
全国の有所見率(%)	54.13	62.98	63.27	67.30	57.11	51.16	53.53	56.58	55.51		
医師の指示人数	9,128	848	2,190	198	3,521	6,154	664	6,300	29,003		
項目別有所見者数及び有所見率	聴力(100OHZ)	有所見者数	1,005	123	327	48	682	618	89	757	3,649
		有所見率(%)	3.37	4.18	6.06	9.80	9.04	3.05	4.41	2.97	4.21
	聴力(400OHZ)	有所見者数	1,917	392	904	112	732	740	159	1,531	6,487
		有所見率(%)	6.43	13.31	16.76	22.86	9.67	3.67	7.88	6.01	7.49
	聴力(その他)	有所見者数	15	0	1	0	3	18	2	4	43
		有所見率(%)	1.64	0.00	0.60	0.00	0.44	1.11	1.87	0.28	0.86
	胸部X線検査	有所見者数	743	103	237	69	498	608	57	744	3,059
		有所見率(%)	2.64	3.46	4.52	14.32	5.71	3.11	3.03	2.82	3.58
	喀痰検査	有所見者数	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		有所見率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.00	0.00	0.00	0.19
	血圧	有所見者数	3,975	441	1,167	107	1,853	2,351	284	2,710	12,888
		有所見率(%)	12.96	14.79	21.23	21.84	20.73	10.24	13.35	10.03	13.92
	貧血検査	有所見者数	1,720	102	238	38	754	1,732	114	1,264	5,962
		有所見率(%)	6.36	3.38	4.68	10.73	9.43	8.08	5.96	4.98	7.13
	肝機能検査	有所見者数	4,297	563	1,079	147	1,548	2,795	260	3,213	13,902
		有所見率(%)	15.95	21.07	21.66	33.49	19.27	13.55	13.59	12.56	16.67
	血中脂質検査	有所見者数	7,206	790	1,844	201	3,043	5,655	524	5,359	24,622
		有所見率(%)	26.74	29.57	36.62	45.89	37.88	27.98	27.39	21.26	29.69
	血糖検査	有所見者数	2,684	343	735	74	1,560	1,676	173	2,004	9,249
		有所見率(%)	9.99	12.96	14.64	17.01	19.48	8.34	9.05	7.92	11.18
	尿検査(糖)	有所見者数	587	94	221	26	167	385	48	530	2,058
		有所見率(%)	1.92	3.16	4.02	5.31	1.90	1.72	2.34	1.98	2.25
	尿検査(蛋白)	有所見者数	1,165	160	380	25	392	1,142	131	831	4,226
		有所見率(%)	3.81	5.42	6.91	5.10	4.45	5.01	6.21	3.07	4.58
	心電図検査	有所見者数	2,403	253	567	90	1,069	1,815	195	1,803	8,195
		有所見率(%)	9.92	9.77	11.39	22.11	14.01	10.95	10.97	7.76	10.96
歯科健診	有所見者数	25	0	0	0	0	111	0	0	136	
	有所見率(%)	9.29	0.00	0.00	0.00	0.00	33.84	0.00	0.00	22.74	

## 定期健康診断における有所見者の推移



項目	25年	26年	27年	28年	29年	30年
聴力(4000HZ)	8.15	8.49	8.44	8.45	8.45	7.49
血 圧	12.76	13.24	13.35	13.50	14.23	13.92
肝機能検査	15.32	15.45	15.25	16.08	16.81	16.67
血中脂質検査	30.23	30.71	30.14	29.87	29.99	29.69
心電図検査	10.16	10.56	11.21	10.82	10.77	10.96
有所見率(宮崎県)	50.71	51.88	52.57	52.67	53.91	54.77
有所見率(全国)	53.02	53.20	53.59	53.76	54.08	55.51

第3表 特殊健康診断実施状況(平成30年分確定値) (宮崎県内)

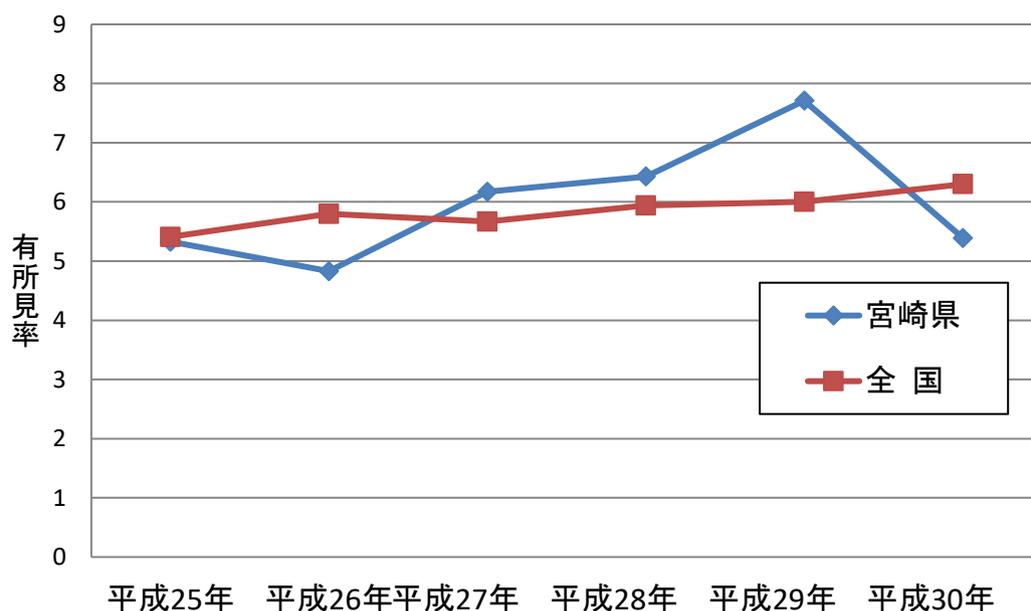
法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質等の順に多く、電離放射線は有所見率が全国平均を上回っている。

健診の実施率(じん肺は報告率)は、じん肺、石綿、鉛、有機溶剤、特定化学物質等、電離放射線の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 ( % )	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 ( % )	
							県内	全国平均
有機溶剤	353	284	80.5	4,407	4,156	224	5.39	6.30
鉛	19	15	78.9	208	131	0	0.00	1.91
電離放射線	133	127	95.5	2,266	2,198	307	13.97	9.12
特定化学物質等	242	200	82.6	5,034	4,864	79	1.62	1.74
高気圧	4	4	100.0	40	40	0	0.00	5.03
石綿	10	6	60.0	137	108	0	0.00	1.53
じん肺	348	152	43.7	3,224	1,561	1	0.03	0.04

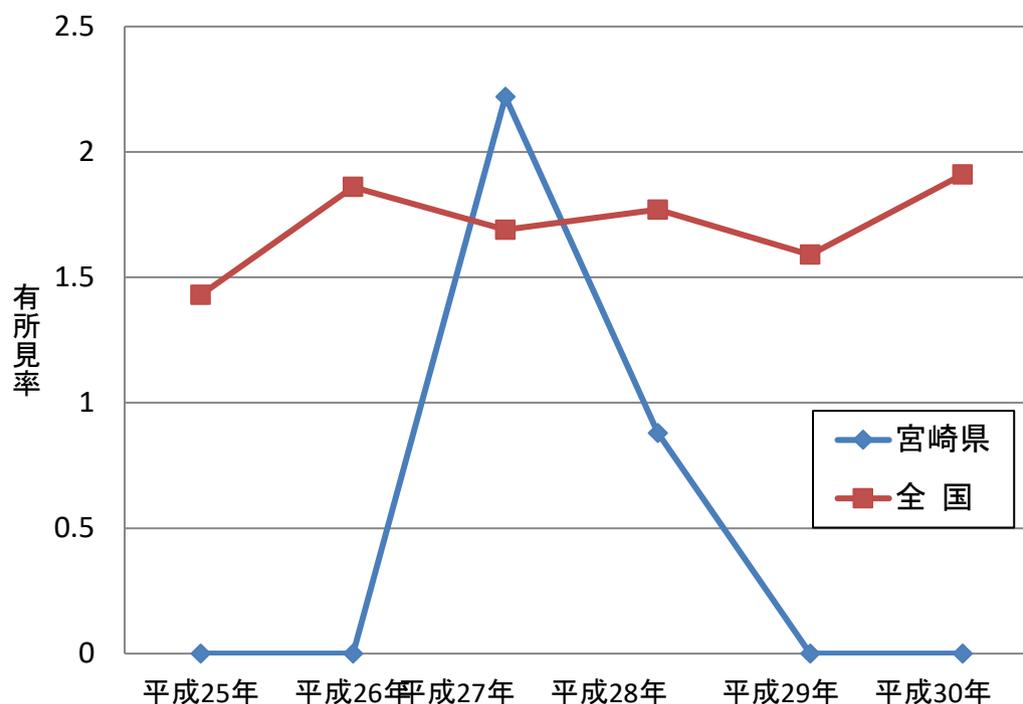
※じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

### 有機溶剤健康診断における有所見率の推移



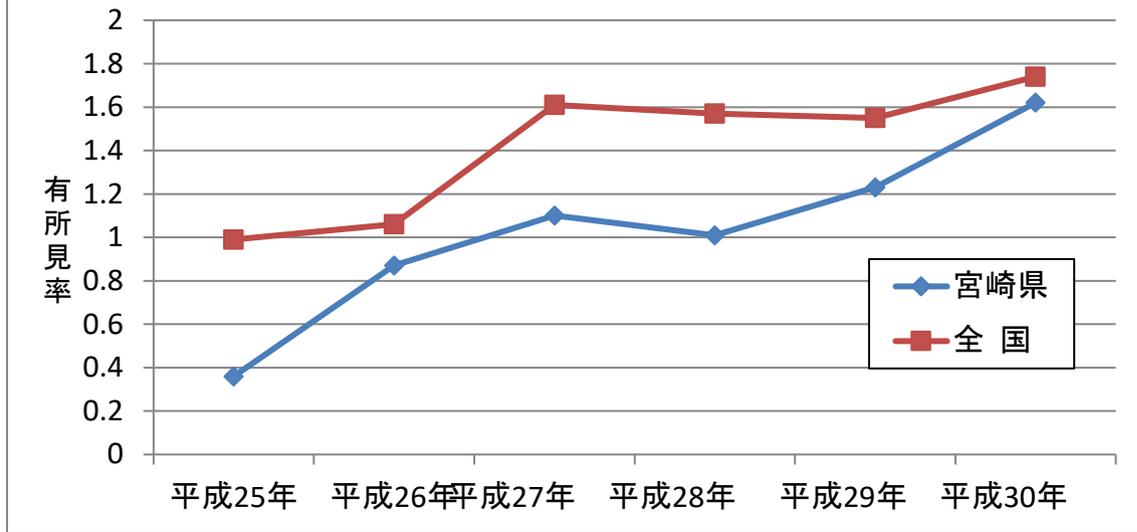
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
宮崎県	5.33	4.83	6.17	6.43	7.71	5.39
全国	5.41	5.8	5.67	5.94	6.00	6.30

### 鉛健康診断における有所見率の推移



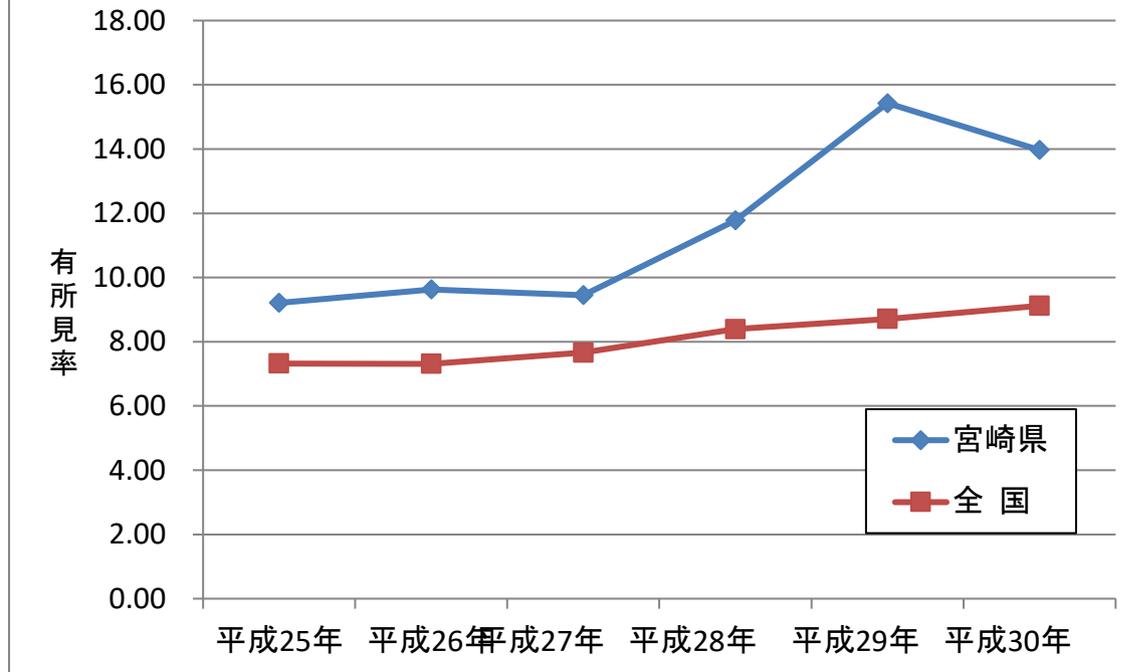
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
宮崎県	0	0	2.22	0.88	0.00	0.00
全国	1.43	1.86	1.69	1.77	1.59	1.91

### 特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
宮崎県	0.36	0.87	1.1	1.01	1.23	1.62
全国	0.99	1.06	1.61	1.57	1.55	1.74

### 電離放射線健康診断における有所見率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
宮崎県	9.21	9.63	9.45	11.78	15.43	13.97
全国	7.32	7.31	7.66	8.39	8.71	9.12

#### 4 産業医及び衛生管理者の選任状況

- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、建設業の選任率は100%で全ての事業場が選任しており、次いで製造業(96.8%)、商業(96.2%)、保健衛生業(95.2%)の順となっている。  
産業医についても建設業の選任率は100%で全ての事業場が選任しており、製造業(98.8%)、商業(98.5%)、保健衛生業(94.8%)の順となっている。
- ③ 長時間労働が認められる運輸交通業においては、衛生管理者及び産業医の未選任率がそれぞれ7.8%の状況にあることから改善の必要がある。
- ④ 建設業においては、衛生管理者・産業医の選任率がそれぞれ100%になり改善が図られた。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況(平成30年12月末日現在)

業 種		製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	商 業	保 健 衛 生 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計	全国計
要選任事業場数 (規模50人以上)		251	27	77	130	250	293	1,028	149,483
衛生 管理 者	選任事業場数	243	27	71	125	238	266	970	131,461
	選任率(%)	96.8%	100.0%	92.2%	96.2%	95.2%	90.8%	94.4%	87.9%
産 業 医	選任事業場数	248	27	71	128	237	273	984	133,859
	選任率(%)	98.8%	100.0%	92.2%	98.5%	94.8%	93.2%	95.7%	89.5%